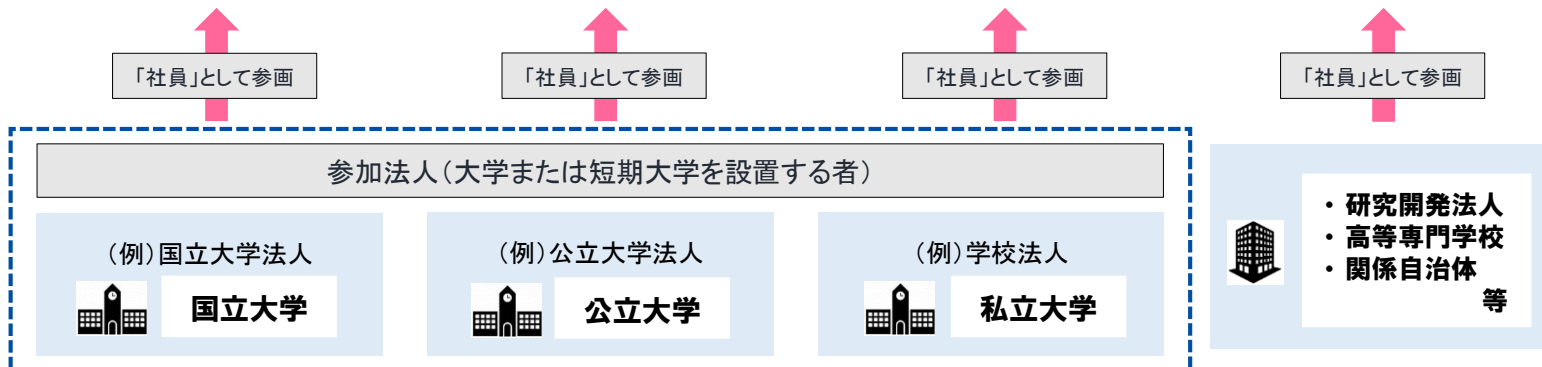
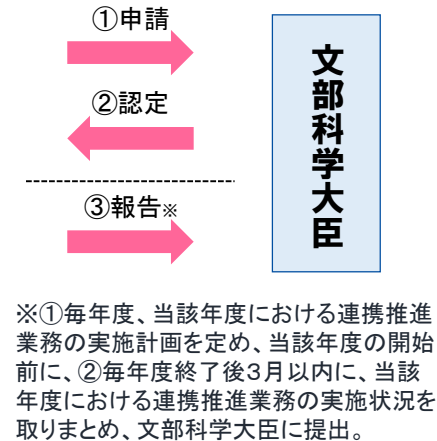
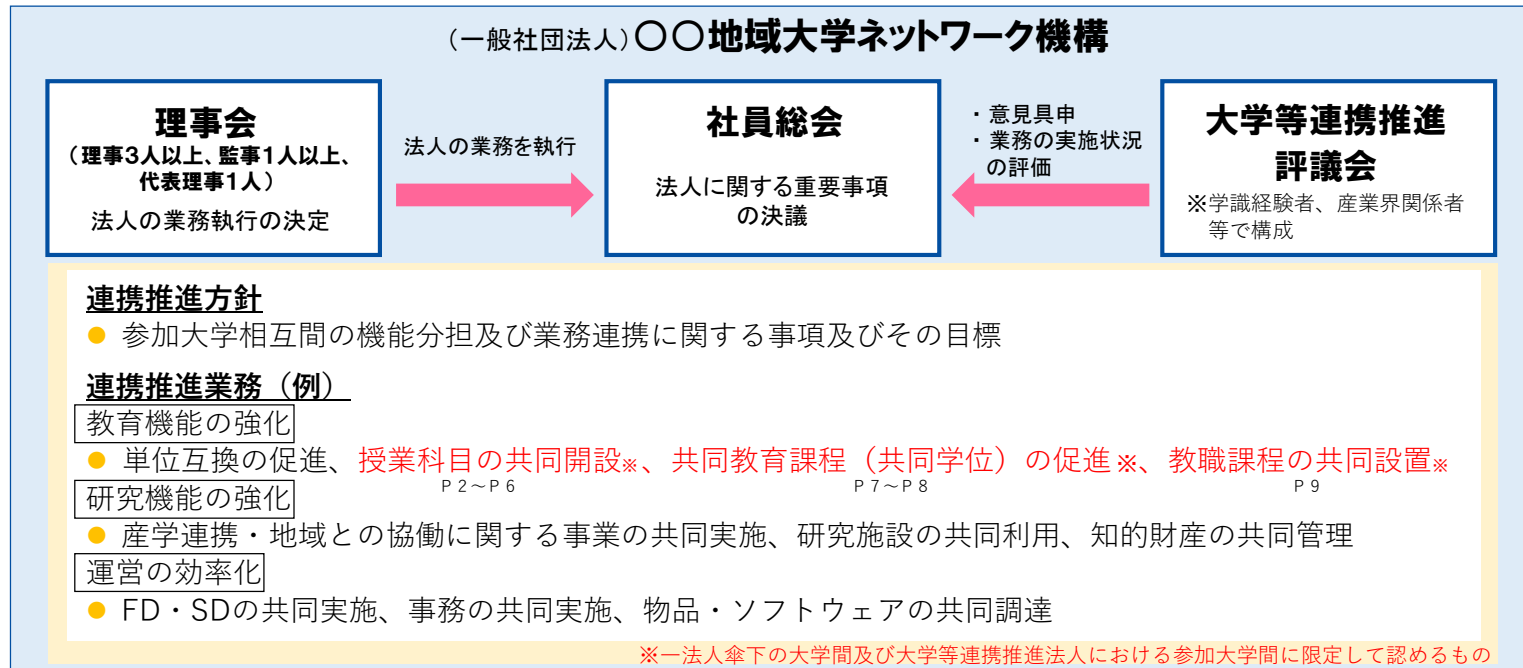


- グランドデザイン答申を踏まえ、国公私の枠組みを超えて、大学等の機能の分担及び教育研究や事務の連携を進めるなど各大学等の強みを生かした連携を可能とする制度を導入する。
- 具体的には、複数大学の参画の下、①地域や分野における大学間の連携推進方針を策定し、②連携推進業務を目的とする一般社団法人を、③文部科学大臣が認定し、④教学面での一定の規制緩和措置を認める制度を検討する。



大臣による認定基準(例)

- 連携推進業務を主たる目的とすること
- 連携推進業務に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- 理事会を置いていること
- 大学等連携推進評議会を置く旨を定款で定めていること
- 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めていること
- 大学間の教学管理体制が具備されていること

授業科目の「共同開設」制度の創設について(イメージ)

- 国立大学における教育研究機能の強化を図るため、国立大学の一法人複数大学制度については既に関係法令が改正され、令和2年4月1日から施行される。

※公立大学法人や学校法人については、従来より複数大学の設置が可能。

- また、大学等連携推進法人（仮称）については、連携を推進するための制度的な見直しを質の保証に留意しつつ検討することが提言されている。

- これらの法人（連携推進法人等）においては、単なる大学間の連携に比して、より継続性・安定性の高い連携が実施されることが期待される。このため、このような枠組の下で大学間連携による共同教育を行う場合の教学上の特例については、全ての大学に認められている単位互換制度より柔軟なものとすることが考えられる。



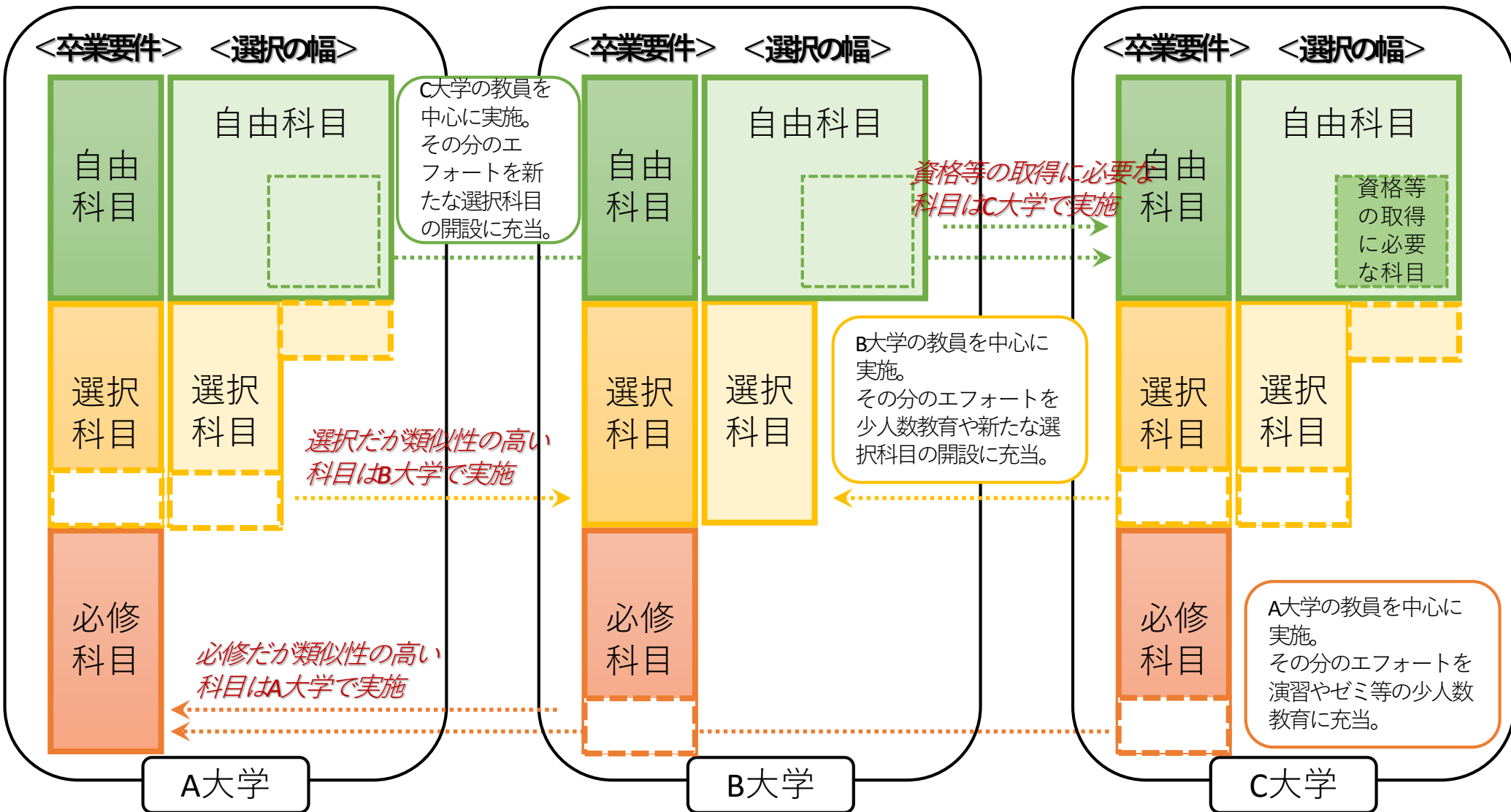
- 具体的には、授業科目の「共同開設」を認め、参加大学の一つが中心となって開設した授業科目を、その他の参加大学において「自ら開設」したものみなすこととしてはどうか。
- ただし、グランドデザイン答申では、質の保証への留意と、定員割れや赤字経営の大学の安易な救済とならないようにする配慮が求められており、「共同開設」を実施する際の質保証のための要件を慎重に検討する必要がある。

現行の単位互換制度と授業科目の「共同開設」制度の関係

- 本年8月の通知「単位互換制度の運用に係る基本的な考え方」により、単位互換制度の運用に係る解釈を明確化。
- 自由科目については、他大学等が開設する全ての授業科目を自ら開設することまでを求めるものではないが、単位互換制度の活用を前提として、通常必要とされる授業科目を開設することなく、他の大学等の授業科目をもって代替するような取扱は許されないため、必修科目や選択科目は引き続き、自ら開設することが基本となる。
- 連携推進法人等に、授業科目の「共同開設」を認めることで、教育資源の有効活用の更なる促進が期待される。

	必修科目	選択科目	自由科目	
教育課程上の位置づけ	当該学科等の教育目的を達成するため、卒業要件として修得を必要とされる科目	- 学生の履修目的に応じて選択し、修得単位を卒業要件に算入する科目 - 複数の選択肢の中から学生の選択により履修する科目 - 選択の自由は認められるが、一定範囲の単位の取得が卒業要件として必要とされる科目	- 必修科目、選択科目以外の全学開講科目や他学部の科目等から学生の選択により履修する科目 - 一定範囲の単位の取得が卒業要件として必要とされる科目	- 必修科目、選択科目以外の全学開講科目や他学部の科目等から学生の選択により履修する科目 - 卒業要件に必要なではない科目
単位互換における取扱 ※自大学の学位プログラム毎のCP・DPIに即したものであることが前提。 ※60単位を超えない範囲で単位互換が可能。	<u>他大学の授業科目と自大学の授業科目の間に、内容・水準等について一対一の対応関係がある場合に限り認定</u> ※自ら開設が基本	他大学の授業科目が、<u>自大学の選択科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には、内容・水準等について一対一の対応関係が無くても認定</u> ※自ら開設が基本	他大学の授業科目が、<u>自大学の自由科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には、内容・水準等について一対一の対応関係が無くても認定</u> ※自ら開設が基本	<u>自大学の授業科目と内容・水準について一対一の対応関係が無くても認定</u> ※他の大学等が開設する全ての授業科目を大学が自ら開設することまでを求めるものではない
共同開設における取扱	<u>複数大学間で一定の要件を満たす教学管理体制を構築している場合には、参加大学の一つが中心となって開設した授業科目をその他の参加大学において「自ら開設」したものとみなす</u>			

授業科目の「共同開設」制度の実施イメージ



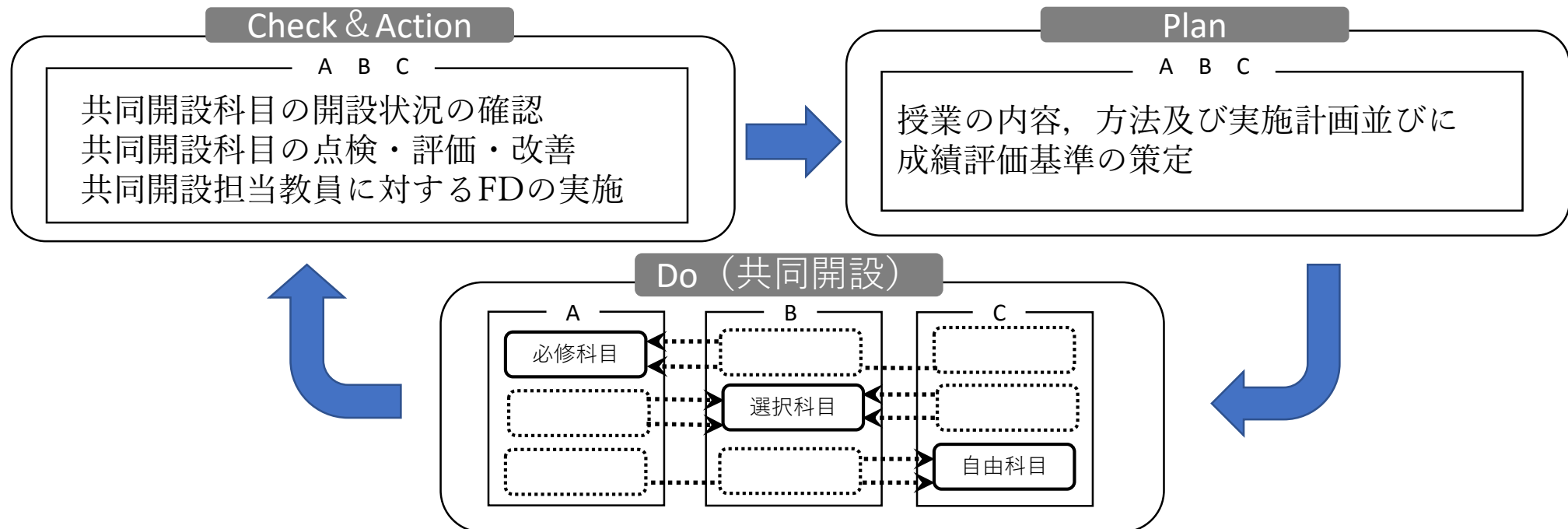
⇒必修科目や選択科目であっても「共同開設」として実施した場合には、各大学において「自ら開設」したものとみなす。
 ⇒資格等の取得に必要な科目を「共同開設」として実施した場合には、各大学において「自ら開設」したものとみなす。
 (各資格等の枠組みの中でも許容されるよう手当することが必要。)

授業科目の「共同開設」を実施する際の質保証のための要件(イメージ)①

①各大学の主体性と責任を担保する教学管理体制

- 「共同開設」を実施する際には、各大学が連帯して主体性と責任を持つことが必要であり、全ての大学が、共同授業の計画（Plan）と、評価（Check）と改善（Action）に関与し、意見を反映できる仕組みを担保した上で、共同授業を実施（Do）すべきである。
- そのため、共同開設に参加する各大学が参画する形で、教学管理体制を構築し、共同開設の実施について必要な事項を協議した上で、あらかじめ協定等を定めておくことなどが必要となると考えられる。

【共同開設科目に係るPDCAサイクルのイメージ】 ※A、B及びCは、大学等連携推進法人の参加法人が設置する大学



授業科目の「共同開設」を実施する際の質保証のための要件(イメージ)②

②専任教員数や校地校舎等の基準

- 共同開設を認める目的は、授業科目の質の向上や教育資源の有効活用であり、具体的には、類似の授業科目の担当教員が知見や強みを持ち寄り授業内容・方法等の改善を図ることや、生まれた余力で少人数教育やきめ細かな指導を行うこと等が期待される。
- したがって、安易なコストカットや教育の質の切り下げが行われないようにする観点から、設置基準上の専任教員数や校地・校舎等の基準をどう考えるか。

③「自ら開設」とみなせる範囲

- そもそも大学間の連携共同は、参加大学の独立性や自立性を前提としたものであることから、共同開設による授業科目が過剰となり、自ら開設する授業科目による学位プログラムの編成が困難になるような事態は不適切である。
- そのため、共同開設による授業科目を「自ら開設」とみなせる範囲について、一定の制限を設ける必要があると考えられる。

④共同開設科目の実施方法

- 授業科目を共同開設する際には、①一の授業科目を履修する学生数が多数となること、②多様なメディアを高度に利用した遠隔授業が必要となることなどが予想され、教育の質を担保する実施方法についても検討が必要となる。
- 実験、実習又は実技等により実施する授業科目で、学生に大学間での移動を求める場合には、集中講義や時間割の配慮等、負担過重を防ぐ工夫が求められるものと考えられる。

共同教育課程制度の活用促進に向けた要件緩和について(イメージ)

- 共同教育課程制度は、国公私を通じて複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用しつつ、共同で教育プログラムを編成する仕組みを創設するもの。(平成21年3月1日施行)
- この制度により、教育研究資源を有効活用することで、経済・社会のグローバル化の中で大学が「知の拠点」としての各地域の活性化への貢献や、新たな学際的・先端的領域への先導的な対応を可能とし、更に質の高い教育研究の提供を可能とすることが目指された。
- しかしながら、平成30年4月1日時点では、学部段階では4課程(獣医学関係のみ)、大学院段階では17課程の利用にとどまっており、特に学部段階において、共同教育課程を編成する各大学において修得すべき所定の最低取得単位数が制度利用の際に課題となっているとの指摘もある。

	学部 (医学・歯学除く) ※専門職大学含む	学部 (医学・歯学)	大学院 (修士・博士)	専門職大学院 (法科・教職除く)	専門職大学院 (法科・教職)	短期大学 (2年制) ※専門職短期大学含む	短期大学 (3年制) ※専門職短期大学含む
各大学において 取得すべき 最低取得単位数	31単位以上	32単位以上	10単位以上	10単位以上	7単位以上	10単位以上	20単位以上

- 現行制度では、修了者に対し構成大学の連名学位を授与するため、各大学の名義の学位を授与するに値する程度の履修を確保し、共同教育課程及び学位の質を確保することを目的に、概ね修了に必要な単位数の4分の1程度を最低取得単位数としている。
- 複数大学を設置する法人や大学等連携推進法人の制度化により、継続性・安定性が確保された体制の下で、より高いレベルの共同教育の実施が期待されることを踏まえ、このような枠組みの下で共同実施制度を行う場合の最低取得単位数を緩和することを検討してはどうか。

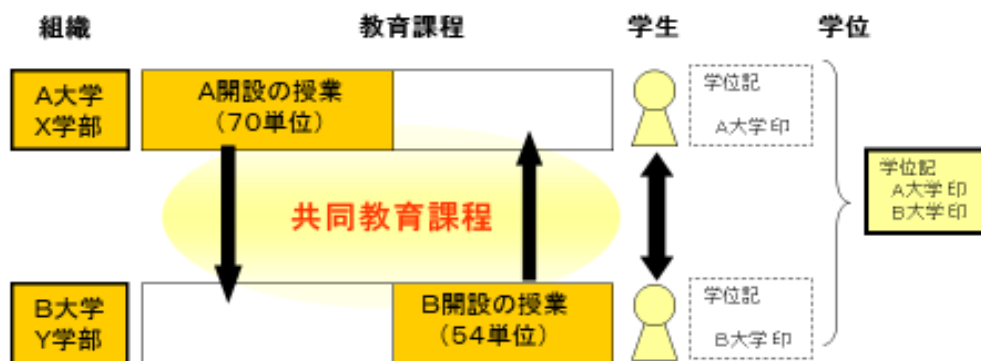
大学における教育課程の共同実施制度

■制度の趣旨

○経済・社会のグローバル化の中、大学は「知の拠点」として各地域の活性化への貢献とともに、国際的な大学間競争の中で新たな学際的・先端的領域への先導的な対応も必要。

○このため、複数の大学がそれぞれ優れた教育研究資源を結集し、共同でより魅力ある教育研究・人材育成を実現する大学間連携の仕組みを整備するもの。

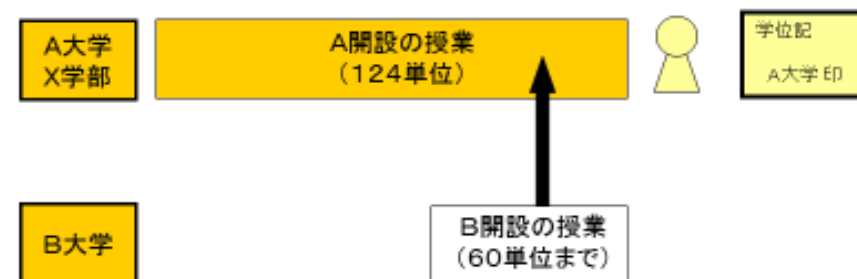
■学部段階の場合のイメージ



※構成大学のうちの他の大学における授業科目の履修を自大学の授業科目の履修とみなす。

※授業科目を「自ら」開設すること(大学設置基準第19条)の特例

(参考) 現行の単位互換



■大学における教育課程の共同実施制度の主なポイント

(実施組織)

○共同教育課程を編成する**構成大学それぞれに学科等の実施組織(共同学科等)**を設置

(教育課程)

○構成大学は、一の大学が開設する授業科目を、その他の大学の教育課程の一部とみなして、**同一内容の教育課程(共同教育課程)**を編成

○いずれの大学も主要授業科目を**必修科目**として開講

○大学は**共同教育課程のみ**を実施することは**不可**(他に通常の学科等が存在していることが必要)

(卒業要件)

○学生はそれぞれの構成大学において当該共同教育課程の開講した授業科目の単位を**それぞれ一定数以上取得**

(例: 学士課程の場合31単位以上、修士・博士課程の場合10単位以上)

(学位)

○共同学科等の課程を修了した者に構成大学による**連名の学位(共同学位)**を授与

(各共同学科の教員)

○共同学科等の教員は、**いずれかの構成大学に所属**。

○各共同学科等ごとに必要な専任教員の数は、

・(各共同学科等を一つの学部等とみなして)全体の収容定員に応じ算定される合計専任教員数を算定し、

・合計専任教員数を各共同学科等ごとの収容定員の割合に応じて按分(大学別専任教員数)

・ただし、大学別専任教員数が分野ごとに現行の設置基準で考えられ得る最小の教員数(最小専任教員数)に満たないときは、専任教員の数を最小専任教員数とする。

※大学院については一定の範囲内で共同を組む共同専攻間での教員の兼務を認める。

(学生)

○**事実上の所属大学を決定**(※法的には共同学位を授与することから学生は全ての構成大学に重複在籍をするものと整理。)

(校地・校舎)

○各共同学科ごとの校地・校舎面積は、

・全体の収容定員に応じ算定される合計面積を、各共同学科ごとの収容定員の割合に応じて按分

・ただし、**構成大学全体として十分な校地・校舎面積を有する場合であり、かつ、教育研究に支障がない場合には、各構成大学毎に上記の面積を保有することを要しない。**

教職課程の基準に関するワーキンググループ

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の下に、「教職課程の基準に関するワーキンググループ」を設置。

【検討事項】

教職課程の水準の維持・向上や効果的・効率的な実施を図るための教職課程の基準の在り方について、特に次の点を中心に検討を行う。

- (1) 複数の学科等間の複数の教職課程において授業科目を共通で開設する仕組み
- (2) 大学間の連携・協力により教職課程を設置する仕組み
- (3) 課程認定後も全学的に教職課程の質を保証し、向上させるための継続的な仕組み
- (4) その他これらに関連する事項

＜検討の経過＞

第1回（令和元年5月7日）

- ・複数の学科等間の複数の教職課程において授業科目を共通で開設する仕組み①

第2回（令和元年5月31日）

- ・複数の学科等間の複数の教職課程において授業科目を共通で開設する仕組み②

第3回（令和元年6月28日）

- ・課程認定後も全学的に教職課程の質を保証し、向上させるための継続的な仕組み①

第4回（令和元年7月23日）

- ・課程認定後も全学的に教職課程の質を保証し、向上させるための継続的な仕組み②

※「大学間の連携・協力により教職課程を設置する仕組み」については、第5回以降、検討予定。

＜委員＞

安部	恵美子（長崎短期大学長）
大森	昭生（共愛学園前橋国際大学学長）
加治佐	哲也（兵庫教育大学長）
北神	正行（国士館大学体育学部こどもスポーツ教育学科教授）
酒井	朗（上智大学総合人間科学部教育学科教授）
○坂越	正樹（広島文化学園大学副学長・学芸学部教授）
佐古	秀一（鳴門教育大学理事・副学長）
添田	久美子（和歌山大学大学院教育学研究科教職開発専攻長）
本図	愛実（宮城教育大学教授）
森山	賢一（玉川大学大学院教育学研究科・教育学部教授）
◎山口	宏樹（埼玉大学長）

※五十音順、敬称略

◎主査、○主査代理